厚生労働省職員（室長・企画官級）の募集について

令 和 7 年 5 月 15 日
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の室長・企画官級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

１．公募する職員

厚生労働省（室長・企画官級）１名

・職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長

２．職務内容

別紙のとおり

３．任期等

任期は原則として２年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

４．応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

・室長・企画官級の職員に加え、課長補佐級の職員の応募も可能とする。

・職種、年齢は問わない。

５．応募及び選考の手順

（１）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、５月３０日（金）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。

（２）応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。

（３）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

６．お問合せ先

厚生労働省大臣官房人事課　平、宮下

電話 03-5253-1111（内線 7073、7078）

別紙

職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長の職務内容

労働力人口が減少する中、労働力の需要供給の調整を図る「民間人材サービス事業者（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業者）」の役割が益々重要になる中で、求人者や求職者が当該事業者からの適正なサービスを受けるためには、当該事業者の法令遵守や質的向上を図るための各種取組を強力に推し進め、労働市場の機能強化を図っていく必要がある。

職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室長は、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

1　民間人材サービスの振興

民間人材サービス事業者（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業者（労働者派遣事業者、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者等））の振興を図るため、「優良派遣事業者認定制度」、「職業紹介優良事業者認定制度」及び「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を運営するとともに、民間人材サービスの効果的な活用に向けた事業の企画及び立案を行う。

2　民間人材サービス業界団体との定期会合

民間人材サービス業界団体の厚生労働省における一元的な連絡窓口機能を担い、業界における現況・商況等の情報収集や要望事項の把握等を行うとともに、意見交換の場として「民間人材サービス業界団体との定期会合」の連絡調整、開催を行う。

【求められる能力】

・現下の労働市場に関する一定の理解があること
・業界団体等からの情報収集や要望事項の把握等に関する経験があることが望ましい
・企画・立案、総合調整に関する実務経験を有すること
・能動的に業務調整を行うなど、主体性・行動力を有すること